

第1回検討会において提起された課題 と対応方向

第1回検討会において提起された課題と対応方向（1）

本文書の該当箇所	課題	本文書中の関連部分（抜粋）
<p>総論</p> <p>【本文書全般に共通】</p>	<p>視点を前広に、5年の間に実現に向け努力すべきことを、特にデータの利活用促進について盛り込むべき。（林いづみ委員）</p> <p>戦略の内容について、そのターゲットや利害関係者を明確化し、関係者が協力しやすい体制となるようにすべき。（西野司委員）</p>	<p>データの利活用のほか、営業秘密等による農業分野のノウハウ保護方策の検討や農水知財を支える人材育成等、長期的な視点で努力すべき事項について盛り込む方向で対応。</p> <p>また、Ⅲ章「グローバル時代におけるこれからの農林水産政策に対して必要な取組」では、中長期的に戦略的に取り組むべき課題を前広に記載。</p> <p>関係者を明記することにより対応。</p> <p>【例：13ページ】 特許制度や商標制度の活用促進に向け、特許庁をはじめ、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）や生産者団体等と連携して、農林水産事業者や農業技術指導者等に対する普及・啓発を進める。</p>

第1回検討会において提起された課題と対応方向（2）

本文書の該当箇所	課題	本文書中の関連部分（抜粋）
<p>Ⅱ 主な農林水産分野における知的財産制度の方向性</p> <p>1 グローバル時代における知的財産の保護・活用</p> <p>(1) 植物新品種保護制度 (2) 和牛遺伝資源</p> <p>(3) 地理的表示 (GI)</p> <p>(4) 商標制度等</p>	<p>改正種苗法と和牛2法の制度運用の実効性を高めるため、現在、農林水産省が検討を行っているデータベースの構築が重要。(林いづみ委員)</p> <p>ブランドが陳腐化しないよう、その一つ一つに対して大事に戦略・ストーリーを作って展開する必要。(新井範子委員)</p> <p>関係者が協力して、農水知財を活用できる者やアドバイスできる者の育成を進め、知財の保護・活用について現場に浸透させる必要。(西野司委員)</p>	<p>【8ページ】 登録品種のみでなく一般品種まで含めて、農業者等が流通している品種について、品種の特性や利用条件に関する情報が容易に検索できるデータベースの整備を行う。</p> <p>【11ページ】 和牛遺伝資源の適正な流通管理を図るため、...情報を集約するための全国システムの構築・運用を併せて推進する。</p> <p>【12ページ】 ブランドについては、陳腐化しないよう、その一つ一つに対して大事に戦略やストーリーを作って展開する必要があり、GI制度はそれを実行するツールの一つとして有効である。</p> <p>【13ページ等】（紙面都合により省略） 特許制度や商標制度の活用促進に向け、特許庁をはじめ、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIIT」という。）や生産者団体等と連携して、農林水産事業者や農業技術指導者等に対する普及・啓発を進める。</p>

第1回検討会において提起された課題と対応方向（3）

本文書の該当箇所	課題	本文書中の関連部分（抜粋）
<p>2 スマート農林水産業時代におけるデータの利活用促進</p> <p>（1）データの利活用促進とノウハウその他の知的財産の保護</p>	<p>① 畜産分野におけるAI・データを活用したデジタルファームの推進</p> <p>② 水産分野における海水温・潮流等のAI分析、市場とのデータ流通の促進</p> <p>③ ICTを用いた森林管理、防災や獣害対策のためのドローンを用いたデータ解析の促進</p> <p>④ 海外のデジタル化された市場に出荷できるよう、市場のデジタル化・AI化の促進</p> <p>など、農林水産分野全般の取組について記載すべき。</p> <p style="text-align: right;">（林いづみ委員）</p> <p>スマート農業関連のスタートアップの海外展開については、JETROの枠組みの中で支援可能。</p> <p>途上国では、知財担当省庁が、特許や商標等の工業所有権のみならず、地理的表示等、農水分野の知財権についても一元的に管理している場合があり、その場合、JETROの現地事務所が貢献可能。</p> <p style="text-align: right;">（五十棲毅委員）</p>	<p>【15・16ページ】</p> <p>農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインを参考にして、水産分野におけるデータ契約ガイドラインの策定・公表を目指す。</p> <p>畜産分野においても、...多くの経営がデータを活用した高度な家畜の管理や経営判断をできるよう支援する体制を構築する。</p> <p>林業分野においては、森林資源の管理や災害対策、鳥獣害対策等におけるデータの利活用を促進する。</p> <p>水産分野においては、海水温や潮流等の環境データや市場データの利活用を促進する。</p> <p>【15ページ】</p> <p>海外におけるスマート農業の展開に向け、ノウハウの流出防止と農業関係者の貢献度に応じた適正な収益をはじめ、知的財産にも配慮しつつ、JICAやJETROなどの関係機関とも連携して海外市場の獲得を目指していく。</p>

第1回検討会において提起された課題と対応方向（4）

本文書の該当箇所	課題	本文書中の関連部分（抜粋）
<p><u>Ⅲ グローバル時代におけるこれからの農林水産政策に対して必要な取組</u></p> <p>（2）知的財産を活用して儲ける事業者の後押し</p> <p>（3）価値の源である営業秘密の保護</p>	<p>国内外でのロイヤリティ収入については、新たな方策であるため、農水知財のユーザーにとって取り組みやすいよう具体的な視点も入れて啓発すべき。 (荒井あゆみ委員)</p> <p>海外の現地生産について、ノウハウなどが流出しないよう保護することが重要。また、現地生産した農産物が日本に逆輸入されることで生産者が悪影響をうけないようにすることが必要。 (西野司委員)</p>	<p>【20ページ】 ライセンス収入が...農林水産分野の知的財産のユーザーにとって全く新しい視点と想定されるため、取り組みやすいものとなるよう具体的な視点も入れて啓発を行う必要がある。</p> <p>【21ページ】 海外で生産された農林水産物が我が国に逆輸入されることで、国内の農林水産事業者の生産活動に悪影響を与えないよう留意する。</p>
<p><u>Ⅳ 人材の育成</u></p>	<p>農水知財の保護・活用について、大学生に幅広く普及・啓発することが重要。(渡部俊也座長、新井範子委員)</p> <p>農業分野における弁理士の活用を強化すべき。 (渡部俊也座長)</p>	<p>【24ページ】 農林水産分野の知的財産に明るい次世代人材を育てるため、農林水産高校や大学生への知的財産教育を充実させる。</p> <p>【24ページ】 農林水産分野の知的財産の支援体制の強化を図るため、各種セミナーの共同開催等の取組を拡げるところから着手するなどして、弁護士や弁理士、行政書士等の関連士業との連携を深化させる。</p>